別表１

１　看護師配置（重心・医ケア）

この表内において、「障害者」とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害者又は別表２に定める医療行為を１以上必要とする障害者で、本市が支給決定を行った者をいう。

また、「看護師」とは、保健師助産師看護師法第５条に規定する看護師及び同法第６条に規定する准看護師をいう。

また、「補助対象看護師」とは、本事業による補助の対象となる看護師をいう。

<table>
<tr><th>事業種別</th><th>補助要件</th><th>補助対象経費</th><th>補助基準額</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td>生活介護</td><td>利用者数等：
補助対象月において、５人以上の障害者と利用契約を締結するとともに、指定生活介護を提供した延べ障害者数が営業日数以上であること。

看護師配置：
補助対象月の補助対象看護師配置時間が事業所営業日に６時間を乗じた数を超えていること。</td><td>人件費（補助対象看護師配置に係る費用に限る）に補助対象年度の常勤看護職員等配置加算額を減じて得た額</td><td rowspan="2"><table><tr><th>区分</th><th>年額</th></tr><tr><td>初年度</td><td rowspan="3">6,000千円</td></tr><tr><td>2年度</td></tr><tr><td>3年度</td></tr></table></td><td rowspan="2"><table><tr><th>区分</th><th>補助率</th></tr><tr><td>初年度</td><td>3/4</td></tr><tr><td>2年度</td><td>1/2</td></tr><tr><td>3年度</td><td>1/4</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>グループホーム(住居ごと)</td><td>利用者数等：
補助対象月において、２人以上の障害者と利用契約を締結するとともに、指定共同生活援助を提供した延べ障害者数が１人以上であること。

看護師配置：
補助対象月の補助対象看護師配置時間が当該月中の日数から土・日曜日及び祝日を除く日数に６時間を乗じた数を超えていること。</td><td>人件費（補助対象看護師配置に係る費用に限る）に補助対象年度の看護職員配置加算額を減じて得た額</td></tr>
</table>

注1）継続して補助を受けようとする補助対象者にあっては、補助率及び補助基準額中該当する「区分」を適用し、補助金額を算定する。

注2）千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

２　生活支援員配置（強度行動障害）

この表内において、「障害者」とは、障害支援区分５以上であり、多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行なわなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）の別表二における行動関連項目の点数の合計が15点以上であると千葉市により判定された者をいう。

また、「補助対象生活支援員」とは、本事業による補助の対象となる生活支援員をいう。

<table>
<tr><th>事業種別</th><th>補助要件</th><th>補助対象経費</th><th>補助基準額</th><th>補助率</th></tr>
<tr><td>生活介護</td><td>利用者数等：
補助対象月において、５人以上の障害者と利用契約を締結するとともに、指定生活介護を提供した延べ障害者数が営業日数以上であること。

生活支援員配置：
補助対象月において、千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日　条例第68号）第79条第1項第2号に定める人員配置基準による生活支援員の員数に加え、常勤換算方法で1.0人以上の補助対象生活支援員を配置すること。</td><td rowspan="2">人件費（補助対象生活支援員配置に係る費用に限る）に補助対象年度の千葉市強度行動障害加算事業実施要綱（平成30年4月1日施行）による千葉市強度行動障害加算額又は千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付要綱（令和４年９月１日施行）による千葉市重度強度行動障害加算額を減じて得た額</td><td rowspan="2"><table><tr><th>区分</th><th>年額</th></tr><tr><td>初年度</td><td rowspan="3">6,000千円</td></tr><tr><td>2年度</td></tr><tr><td>3年度</td></tr></table></td><td rowspan="2"><table><tr><th>区分</th><th>補助率</th></tr><tr><td>初年度</td><td>3/4</td></tr><tr><td>2年度</td><td>1/2</td></tr><tr><td>3年度</td><td>1/4</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>グループホーム(住居ごと)</td><td>利用者数等：
補助対象月において、２人以上の障害者と利用契約を締結するとともに、指定共同生活援助を提供した延べ障害者数が１名以上であること。

生活支援員配置：
補助対象月において、千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月19日　条例第68号）第195条第1項第2号に定める人員配置基準による生活支援員の員数に加え、常勤換算方法で1.0人以上の補助対象生活支援員を配置すること。</td></tr>
</table>

注1）継続して補助を受けようとする補助対象者にあっては、補助率及び補助基準額中該当する「区分」を適用し、補助金額を算定する。

注2）千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。